平成29年1月12日 在ジュネーブ領事事務所

## ティチーノ州における領事出張サービスのお知らせ

下記のとおり、ティチーノ州にお住まいの皆様を対象とした領事出張サービスを実施いたします。

下記の手続(①在留届を除く。)をご希望の方は、必要書類等をお知らせいたしますので、必ず事前に(③旅券及び④証明については2月17日(金)までに)当事務所までご連絡下さい。

記

日 時:2017年3月17日(金) 14:00~17:00

会場:HOTEL FEDERALE LUGANO

Via Paolo Regazzoni 8 CH6900 Lugano Tel:091 910 08 08

## 領事事務受付内容

①在留届:在留届提出の受付

②選 挙:在外選挙人名簿登録申請の受付

※海外での居住が3か月未満の方でも登録申請ができます。

③旅 券:現旅券の残存有効期間が1年未満の場合の切替発給, IC旅券への切替発給及び出生した 子への新規発給

※ご希望の方は、事前に申請書等をご提出いただく必要がありますので、**2月17日(金)までに必ず当事務 所までご連絡下さい** (6か月以内に発行された戸籍謄(抄)本が必要になる場合がございます。)。

また、当日も旅券に関する申請(新規・切替・訂正)を受け付けますが、**当日受付分につきましては、後日、当事務所にてお渡し**することになりますので、予めご了承下さい。

④証 明:在留証明,署名証明,翻訳証明,運転免許証の仏語訳 戸籍謄本に基づく出生,婚姻証明等の受付

※ご希望の方は、事前に申請書等をご提出いただく必要がありますので、2月17日(金)までに必ず当事務所までご連絡下さい。

⑤戸 籍:出生,婚姻等戸籍関係届の受付

⑥国 籍:国籍選択届等の受付

その他, 当領事事務所に対するご意見・ご要望等ございましたら, この機会にお気軽にお問い合わせ下さい。

■在ジュネーブ領事事務所■ CONSULAT DU JAPON GENÈVE

RUE DE LAUSANNE 82 1202 GENEVE / SUISSE TEL:022-716-99-00 FAX:022-716-99-01